

対伊平和協約は前文に於いて同盟及び連合國は伊太が國際連
 合の一加盟國となり且つ又國際連合の義務の下に締結され協約
 に加入するため申請を支持する旨を規定している。然し日本に
 對する協約には連合加入がかくたやすく取り扱われるが疑はしい
 伊太利は千九百四十三年九月休戦後十月には強迫に對し連合し連
 合國債に立つて共同交戦國となつたので、自國の如き條件一貫し
 た敵國と對を異にした点がある。第一次世界大戰後連合國は加
 入相當の時点を要したと同様、日本に對してもあるいは協約締結
 を置いて来る可能性が想像される。そりまると戰爭を放棄し國際
 連軍を保持してはいない日本は自國の安全に對し何等の保障なく強
 めて不安な立場を維持せなければならぬ。この不安定な状態
 から脱するためには伊太世中立國となる條約一國又は數國の保障
 の下に立つる條約國際連合の保障の下に立つる案等が考へられる。

外務省

四、平和協約と日本の安全保障

對伊平和協約は前文に於いて同盟及び連合國は伊太が國際連
 合の一加盟國となり且つ又國際連合の義務の下に締結され協約
 に加入するため申請を支持する旨を規定している。然し日本に
 對する協約には連合加入がかくたやすく取り扱われるが疑はしい
 伊太利は千九百四十三年九月休戦後十月には強迫に對し連合し連
 合國債に立つて共同交戦國となつたので、自國の如き條件一貫し
 た敵國と對を異にした点がある。第一次世界大戰後連合國は加
 入相當の時点を要したと同様、日本に對してもあるいは協約締結
 を置いて来る可能性が想像される。そりまると戰爭を放棄し國際
 連軍を保持してはいない日本は自國の安全に對し何等の保障なく強
 めて不安な立場を維持せなければならぬ。この不安定な状態
 から脱するためには伊太世中立國となる條約一國又は數國の保障
 の下に立つる條約國際連合の保障の下に立つる案等が考へられる。

外務省

然し何れも、日本が東洋に於て如何なる國際的地位から見て安全感を得るに足るものではなく、又何れも東洋の國際地位の保障に役立つとしても、國際的地位の保障がこれを要するものがある。すなわち

水世中立國の保障

水世中立國は、國際的義務が一種の水世中立國にするに關わしい條件を具備してゐる時、その水世中立國の地位が、その條件は特に強固である。國際政治の上から見て、その成功し、その地位は、その地位のものは、同國は國際的地位を持つてゐる。日本の如く東洋の勢力の集中する地理的條件の下に在る國として、は假令水世中立國となつても、一國の地位の集中は、その安全性は充分に確保出来ず、水世中立國たるの保障の効果は著しきものがある。

同一國又は數國の保障の下に立つ案

外務省

これは、結局、保護條約ないし支那に關する九國條約のよりの一種の國際管理のもとに立つこととなり、平和條約に依り主権を回復するの手段として、はかしくる方式を採ることは、國家の義務からも國民感情からも、出来ぬ。

外務省

その間に、連年連年大増大進する経済的資金保障取置として
 五大國が國際連合を推進して日本の資金保障の必要を認むる方
 式である。しかし、その資金保障の取置であり、且つ五大國の
 經濟的資金保障が、國際連合の取置であり、あまり大てないこ
 とを認むるは、日本はその資金保障の方式に賛成し得ないの
 である。

かく論じて來ると、これ等は必ずしも連年の資金保障がよいとい
 わない。それはむしろ、連年、國際連合が國際連合を推進して
 國際連合の資金保障を要するは、且つ資金保障の必要を認め、
 國際連合の資金保障の取置であり、且つ五大國の資金保障の取置
 を要するは、平和經濟の取置と連合加入との間に資金保障の取置
 保障を要するは、この國際連合をゼロにして平和經濟の取置
 と同時に加入してより、日本の資金保障の取置である。連年を放棄し
 國際連合に資金保障を要するは、その資金保障の取置としてよりと考
 えて來たのである。

外務省

である。國際連合が存在しなかつたならば憲法第二章は廢けら
 れなかつたであらう。國際連合は加入するに止まらず、連合の
 目的の必から協力をし、組織をして我邦の利益に資する取置を放棄せし
 め、積極的に國際連合の取置を要するは、且つ資金保障の取置
 の取置の取置の取置である。いれ換えれば連合は加入すること
 を予見して日本の非武装化、民主化は行われてはゐるのである
 から、加入の時期が問題でなく、甚だしく延びることを要すること
 は非武装化、民主化の体制に重大な支障を來たすことである。

外務省